

岸谷小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年2月28日（平成30年1月31日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめ問題への対策を、児童、教職員、保護者、地域、関係機関が主体的かつ相互に協力しながら学校や地域全体で進め、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指していく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

●学校いじめ防止対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、児童指導部会担当による委員で構成される。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）や関係する教職員等も加える。

(2) 委員会の運営

●「学校いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回以上、定期的を開催する。

なお、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。

- 校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む際の中核の役割を担うものであり、次のような活動を行う。

●未然防止

人間関係作り、自己有用感の育成

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境、互いを認め合える適切な人間関係・学校風土作り
- ・すべての児童が参加・活躍できる授業を通じた自己有用感の醸成
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者・地域に周知

●早期発見・事案対処

相談活動の充実、いじめを見逃さず適切に対処するための体制の組織化と強化

- ・いじめ相談、通報窓口の設置、周知
- ・いじめの疑いのある情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合の情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの組織的対応
- ・関係機関との連携強化
- ・人権教育、児童理解研修等の実施による教職員の資質向上

●取組の検証

いじめ防止に向けた年間計画の作成・実行、PDCAサイクルに基づいた検証・修正

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行
- ・年間計画に基づいたいじめの防止等に係わる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについてのPDCAサイクルに則った点検・見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、次の取組を行う。

- ① コミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 「自分をみつめる」「他者を理解する」「互いに理解し合う」ことができるよう道徳

教育、人権教育を推進する。

- ③ 子どもたち自身が気付いたことを様々な人とのかかわりの中で実践できるよう、体験学習等を充実する。
- ④ 授業や学年、学級での活動において集団の一員としての責任を果たす場を通して、自己有用感、自己肯定感を育てる。
- ⑤ 子どもの状況をとらえ、個に応じた支援ができるよう「Y-P アセスメント」、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を定期的実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。

- ① いじめを含めた児童一人ひとりの課題について、学年研、ブロック研、児童指導部会を通して組織的に情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を作る。(情報共有の推進)
- ② 定期的なアンケート、全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)を実施する。
- ③ 定期的な教育相談を実施する。
- ④ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ⑤ 児童理解研修を推進する。
- ⑥ いじめ防止、対応に向けた教職員研修を実施する。
- ⑦ いじめの問題などを学校運営協議会、保護者、地域等と共有して対応していく。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行うために、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを個人で抱えこむ・判断をするということはせず、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を行う。

- ① いじめ防止対策委員会を中核に置き、組織的な対応を行う。
- ② 保護者との連携を図り、被害児童を守り通すとともに、スクールカウンセラーの活用など児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、加害児童に対しては、当該児童の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- ③ いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報するなど、警察署等関係機関や専門機関と連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで次の点に十分に留意しながら指導を継続して行っていく。

- ・対策委員会での情報共有
- ・被害児童・加害児童への全職員での見守り
- ・児童・保護者との信頼関係の確立
- ・道徳教育、人権教育の充実

（5）教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の間人間関係を捉える教職員の資質・能力を高めるために、次の研修を行う。

- ・実践的な研修、カウンセリング演習を中心とした児童理解研修
- ・法の確実な運用を行うための研修
- ・児童一人ひとりを大切に作る学級経営・授業研修

（6）学校運営協議会等の活用

学校運営協議会、学年・学級懇談会、小中一貫教育推進ブロック等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題・情報を保護者、地域と共有し、連携して取り組むこととする。

（7）いじめ防止に向けた年間計画

月	学校としての取組	学年・学級での取組	職員研修
4月	・年間計画作成・提案 ・特別支援に関わる児童の職員会議での情報共有	・児童の実態把握引継ぎ ・学年目標・学級目標設定 ・学年研児童情報共有	
5月	・YP アセスメント実施・検討 ・家庭訪問実施 ・職員会議児童情報共有	・YP による児童の実態把握 ・学年経営案・学級経営案作成 ・学年研児童情報共有	児童理解研修
6月	・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	
7月	・個人面談実施 ・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	
8月	・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	人権研修 児童理解研修
9月	・YP アセスメント実施・検討 ・職員会議児童情報共有	・YP による児童の実態把握 ・学年経営案・学級経営案 加筆	
10月	・いじめアンケート実施・検討 ・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	

11月	・コンサルテーション ・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	児童理解研修
12月	・YP アセスメント実施・検討 ・人権月間での取組 （人権トーク・人権集会） ・個人面談実施 ・職員会議児童情報共有 ・児童指導部年度反省 年度振り返り/次年度計画	・YP による児童の実態把握 ・学年経営案・学級経営案 加筆	
1月	・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	
2月	・職員会議児童情報共有	・学年研児童情報共有	
3月	・児童指導部年度反省 年度振り返り/次年度計画 ・職員会議児童情報共有 ・学級編制	・児童の実態把握引継ぎ準備	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

重大事態と思われる案件（疑いを含む）が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

- ・対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。